

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	12,200	」	を	「	13,000	」	に改める。
		23,600				25,600		

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

規 則

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。
令和7年7月14日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則
この管理規程は、令和7年10月1日から施行する。

経営推進課